

## ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第12回）

1. 日時：令和3年5月28日（金） 16：30～18：30

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

### <構成員>

大橋座長、相田座長代理、大谷構成員、岡田構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

### <オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

### <総務省>

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、梅村データ通信課長、西浦事業政策課ブロードバンド整備推進室長、大内料金サービス課企画官、香月事業政策課調査官、甚田事業政策課課長補佐、中川事業政策課課長補佐

**【大橋座長】** それでは、本日、皆さん大変お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。定刻ですので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会第12回を開催いたします。

本日の会議につきましては、これまでと同様、ウェブ会議の開催とさせていただいております。

まず、事務局より、ウェブ会議システム配付資料の関係での留意事項について御説明をお願いします。

**【甚田事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に御言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリング等防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。チャット機能も御活用いただければと思います。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ですが、お送りしたURLに再度ログインし直していただければと思います。

資料につきましては、資料12-1、12-2のほか、前回会合後構成員からいただいた質問に事業者様からお答えいただいた回答を参考資料としてまとめておりますので、こちらも御検討の御参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議事ですけれども、2つありまして、まず第1は、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会中間取りまとめ案ということで、まず事務局から御説明いただいて、その後、2番目の議事である意見交換ということに進めさせていただければと思います。

まず、事務局より、資料12-1に基づいて御説明をお願いいたします。

【香月事業政策課調査官】 事務局の香月です。よろしくお願いいたします。

資料12-1に基づきまして説明をさせていただきます。中間取りまとめ骨子（案）でございます。

この後説明させていただきますが、今回、一定の方向性を示しておりますが、他方で今後引き続き検討すべき課題もございますので、今回は中間取りまとめという形でおまとめいただけないかと考えているところでございます。

1ページでございます。

目次でございます。

第1章、検討の背景、第2章、ブロードバンドサービスの現状、第3章、提供確保すべきブロードバンドサービス、その1、ブロードバンドサービスの位置付け、その2、提供確保すべきサービスの種類、その3、その品質でございます。第4章、有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策、第1節、有線ブロードバンドサービスに関する規律、その1、基本的な考え方、その2、エンドユーザ向け役務に対する規律、その3、卸役務に対する規律、その4、支援対象事業者に対する規律、その5、いわゆるラストリゾート事業者の責務でございます。第2節、交付金による支援、その1、支援対象事業者、その2、支援対象設備、その3、交付金支援額算定の方法、その4、交付金負担の考え方でございます。第5章は、有線ブロードバンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策、第6章で今後取り組むべき事項でございます。

次に、3ページでございます。

検討の背景でございます。

(1) ブロードバンドサービスを取り巻く状況の変化。③でございますが、社会構造が大きく変化することが予想される中で、通信サービスをはじめとする公共インフラの在り方も変化し、その効率的な確保が課題となっている。④でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人々の行動が制約される中、非対面・非接触での生活様式を可能とするテレワーク、遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加し、安定的に大容量のデータをやり取りすることが可能なブロードバンドサービスの提供確保の必要性が一層高まっているとしております。

(2) でございます。4ページでございます。

令和元年12月に取りまとめられました包括的検証最終答申において、専門的・集中的な検討を進めることとされたことを踏まえまして、昨年4月から本研究会を開催し、ブロードバンドサービスの維持の在り方について御検討いただいているところでございます。

次、5ページでございます。

第2章、ブロードバンドサービスの現状でございます。

6ページでございますが、有線ブロードバンドサービスについては、補助事業により、その提供のための施設整備が進められておりまして、未整備エリアの世帯数は、2021年度末時点で約7万世帯、F T T H未整備世帯は約17万世帯まで減少する見込みでございます。一方、条件不利地域などにおいては維持運用経費などが事業者の大きな負担となっている場合も多く、その提供の維持が課題となっております。

(2) 携帯ブロードバンドサービスについてでございますが、2023年度末までにはエリア外世帯をゼロにする開設計画が認定されているなど、基本的には競争により全ての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みとなっております。

次に、9ページでございます。

提供確保すべきブロードバンドサービスでございます。

まず、この資料の構成としては、論点を提示した後、主な意見として、構成員、オブザーバ等の御意見をまとめております。その後、対応の方向性という形で記載する構成としております。

まず、10ページですけれども、ブロードバンドサービスの政策的な位置付けについてどのように考えるかということでございます。

この対応の方向性につきましては、12ページでございます。

テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの利用のためにブロードバンドサービスは不可欠である。その利用について地理的格差が発生すれば社会的に望ましくない。そうしたことを踏まえて、Society 5.0時代の新しい日常において不可欠なテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とするブロードバンドサービスの提供を確保するための具体的な方策を検討することが適当である。その際、国民負担が過大なものとならないように留意することが必要であるとしてございます。

次に、13ページで、提供確保すべきブロードバンドサービスの種類でございます。

まず、その種類をどのように考えるべきか。電気通信事業法では、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務を基礎的電気通信役務として位置付け、提供に要する費用について支援を行う制度が運用されております。提供を確保すべきブロードバンドサービスを特定した上で、そのサービスの提供の維持のための枠組みを検討することについてどう考えるかということでございます。

次に、14ページで、この論点の続きですけれども、帯域保証型・帯域確保型のサービスについてどう考えるか。また、⑤ですけれども、ユニバーサル・アクセスの考え方についてどう考えるかということでございます。

その対応の方向性につきましては、20ページでございます。

提供を確保するために支援対象とすべき役務で、ブロードバンドサービスにおいても、3要件、すなわち不可欠性、低廉性、利用可能性だけでなく、競争補完の観点から、提供に要する費用についての支援の必要性も踏まえて、制度上提供を確保すべきサービスを特定するという考え方を採るべきとしております。

まず、3要件についてですけれども、3要件の中でまずは不可欠性を中心に検討した上で、低廉性、利用可能性は不可欠性を満たす役務について確保されるべきものと位置づけではどうか、としております。②ですけれども、有線ブロードバンドサービスは、通信の安定性が高く、携帯ブロードバンドサービスはモビリティを有するという特質があり、異なるサービスとしていずれも不確実性を満たすと考えられるとしております。

次に、21ページでございます。

競争補完の必要性について、有線ブロードバンドサービスは、維持運用経費が事業者の大きな負担となっている場合も多く、維持運用経費について支援を行う必要がある。このため、有線ブロードバンドサービスは支援を行い提供確保すべきサービスと位置づけるべきであると考えられる。

一方、携帯ブロードバンドサービスについては、基本的には競争により全ての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みであるため、維持運用経費について支援を行う必要はないと考えられる。

③ですけれども、ただし、技術中立性の確保に留意することが必要であることから、環境の変化によって、携帯ブロードバンドサービスについても維持運用経費の支援が必要と考えられる状況が発生した場合など、状況に応じて機動的に見直す仕組みとすることが必要であるとしております。

次に、22ページでございます。

支援対象とすべき費用でございます。②ですけれども、整備費まで支援することとなると、必要な支援額が大きくなり財源を確保することが困難となることに留意が必要である。よって、その支援対象とする費用は、サービスの提供に要する維持運用経費とすることが適当である。更新費を支援対象とすることについても、必要な支援額を踏まえて引き続き検討する一方で、維持運用経費の費目において減価償却費を含めることも検討すべきである。また、有線ブロードバンドサービスの整備や高度化を伴う更新については、財政措置などの支援策を引き続き講じていくことが必要であるとしております。

次に、23ページでございます。

帯域保証型・帯域確保型サービスについてでございます。

こうしたサービスは、企業、学校などにおいて通信確保のために一定程度の利用がなされておりますが、利用料金が高額であるということ、また、必要最低限の不可欠なサービスであるとは言いがたい点を踏まえる必要があると考えております。また、ユニバーサル・アクセスの考え方でございますが、この考え方によった場合、交付金などによる支援の必要がないと考えられるサービスの維持運用経費についても支援することとなる点に留意が必要である。また、その確保すべきサービスが一意に定まらないということがございます。また、最終利用者に対する不可欠なサービスの適切、公平、安定的な提供の確保のためには、サービスの提供事業者にも一定の規律を課すことが必要となり、結果的にユニバーサルサービスの提供確保のための仕組みを検討することとなるのではないかと。

以上を踏まえますと、今般の検討においてはユニバーサル・アクセスの考え方を取らず、ユニバーサルサービス制度を検討の出発点とすることが望ましいとしております。なお、今後、技術・市場の変化によりサービスとして不可欠なものを特定する必要がなくなった場合などにおいては、改めてユニバーサル・アクセスの観点で制度を検討することは考え

られるとしております。

次に、24ページでございます。

提供確保すべきブロードバンドサービスの品質でございます。

まず、通信速度などの品質確保をどう求めるか。具体的にはどのような通信速度を設定し、その速度を制度的にどう位置づけていくことが考えられるか。安定的な提供を確保するための規律は考えられるかということでございます。

29ページでございます。

通信速度について、基本的な考え方でございます。

②テレワーク・遠隔教育などを安定的に利用できるためには、1人当たり上下数Mbps程度の実効速度を安定的に確保できることや、通信容量として少なくとも月当たり数十GB利用できることが目安となると考えられる。③実効速度と名目速度の考え方がございますが、名目速度をベースに考えることが適当ではないか。④実効と名目との大きな乖離を防止するために、昨年12月から開催されている「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」の検討状況を踏まえて、引き続き検討を行うことが必要であると考えられるとしております。

次に、30ページでございます。

規定すべき具体的な通信速度でございます。

テレワーク・遠隔教育などでの利用のために、実効速度で1人当たり上下数Mbps、世帯で10Mbps程度が安定的に利用できることが望ましいことから、例えば最低でも下り名目速度については10Mbps程度以上とするとともに、上りの名目速度についても、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの円滑な利用において重要であることを踏まえて検討することが考えられます。②その際、留意点としましては、通信速度について、下り名目10Mbpsといった速度を、有線ブロードバンドサービスの定義により規定することは、規制潜脱のために低速の役務を提供するインセンティブが生じ得るということです。また、諸外国におけるユニバーサルサービスについては、主に整備を促進する仕組みとなっています。それから、具体的な通信速度を規定する場合は、サービスの状況ですとか最新技術の動向などを踏まえて決定するとともに、機動的に変更することが可能な仕組みとすることが望ましいということを掲げてございます。

次に、31ページでございます。通信速度以外の役務品質として、遅延時間、パケット損失率、ゆらぎなどの品質について、必要となる基準について引き続き検討することが必要

です。また、その他の技術基準、予備機器の設置ですとか電源対策などの技術基準に関しても、必要となる基準について引き続き検討することが必要であるとしております。

次に、32ページからは、有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策でございます。

まず、33ページで、はじめにということで、方策としてどのようなものが考えられるのか。対応の方向性①の(ア)でございますが、いつでもどこでも誰もが利用できるように、適正な提供条件などを確保する規律をサービス提供主体に課すということ、また、(イ)としまして、不採算地域においてサービスの提供の維持が困難となることが想定されることから、交付金制度による支援を行う必要があると考えてございます。また、③ですけれども、電話のユニバーサルサービス制度においても、適正な提供条件を確保する観点からの規律、また交付金制度が設けられておりますので、このような仕組みも参考とした、としております。

次に、34ページでございます。

ここからは、規律に関する議論でございます。

35ページ、基本的な考え方でございまして、規律について検討する際にどのような点に留意すべきか、ということでございます。

36ページ、対応の方向性、①ですけれども、有線ブロードバンドサービスについてどのような規律が課されるべきか、規律の内容を基に検討すべきである。また、②ブロードバンド市場では、卸先、卸元が分かれているということも踏まえる必要があると。具体的には、エンドユーザ向けの役務提供に係る規律、設備設置事業者による卸役務提供に係る規律、交付金による支援の対象となる事業者に追加的に課される規律について検討することが必要である。また、※印ですが、役務提供維持のためには設備維持が図られることが前提となるとともに、支援額は設備維持に要する費用を元に算出することが想定されることから、支援対象事業者は設備設置事業者である必要がある。また、自治体が整備をしている場合には、公設公営の場合には自治体が支援対象事業者となることが想定され、公設民営についてはI R U方式の場合には民間事業者が支援対象事業者となることが想定されると書いてございます。

次に、37ページでございます。

エンドユーザ向けの役務提供について、どのような規律を課すべきか、ということでございます。

40ページでございます。

まず、約款・料金規制でございます。(b)①役務が全ての利用者に対して適切な料金その他の提供条件で公平に提供されることを担保するために、一定の約款・料金規制を設けることが必要である。②有線ブロードバンドサービスは、複数の事業者が競争環境にあり、様々なサービスが提供されている状況に鑑み、必ずしも全ての利用者に対する同一の提供条件を担保する必要はないのではないかと。このため、料金を含む提供条件については、相対取引により約款外での役務提供を認めつつ、一定の契約条件による役務提供を保障する約款規制により対応することが考えられる。この際、行政において標準的な約款を示すなどの手続面での簡素化も検討することが適当である。また、料金水準については、利用者に対して役務が適切、公平に提供されることを担保するための制度的な枠組みを設けることが適当である。ただし、事業者による事業継続が困難とならないような仕組みを検討するとともに、料金が高止まっているといった状況は確認できてないことを踏まえ、事業者にとって過度な負担とならないよう十分配慮することが必要である、としております。

また、※印について、これは前回御議論いただいた内容でございますが、他の電気通信事業者を市場から排除するために、原価に比べて著しく低廉な料金設定することなども想定されるのではないかと御議論がございましたが、これにつきましては、電気通信事業法の第29条におきまして、業務改善命令の対象となっております。

次に、41ページでございます。

その他のエンドユーザ向けの規律でございまして、契約約款の提示・公表義務、役務提供義務、技術基準適合の維持・自己確認の義務なども必要ではないかと、としてございます。

次に、42ページ、規律の対象でございます。

エンドユーザ向けの役務提供に係る規律については、適正な提供条件などを確保し、利用者利益を確保するということが目的となります。適正な提供条件などの確保が困難となる状況は、競争によるサービス提供が見込まれない地域において発生することが想定されることから、1者提供かつ高コスト地域で役務提供する支援対象事業者に限定して規律を課すという考え方もございます。

しかし、こうした考え方を取る場合には、競争によるサービス提供が見込まれない地域は変動することから、当該地域に限定して安定的に適切な規律を課すことが難しく、また、複数の事業者が存在する地域においても、競争によって有線ブロードバンドサービスの適正な提供条件などが確保されているとは限らないことについて留意が必要だと考えており



ます。

また、有線ブロードバンド市場は、多くの事業者が存在することを踏まえ、提供事業者の一部に限定して規律を課してはどうか、という考え方もございまして、具体的には、利用者への影響の小さい中小規模事業者を除外するということが考えられるところでございます。しかし、この考え方を採りますと、規律対象となる事業者とならない事業者との間の競争条件に違いが生じることや、利用者利益の確保の必要性は事業者によって異ならないにも関わらず、一部の事業者が提供する利用者の役務にしか適正性が確保されないことに留意が必要だと考えております。

以上を踏まえれば、事業者全てに規律を課すことを原則としてはどうか。ただし、その際、規制による事業者、行政における規制コストを極力低減することが必要であると考えております。

次に、43ページでございます。

卸先と卸元が分かれている場合に、卸役務を規制することが必要であるかということでございます。

44ページでございます。

エンドユーザ役務に係る規律を設けるのみでは、適正な提供条件などを確保し、利用者利益を確保することが困難となるケースがあるのではないかと。具体的には、地域内で卸元事業者がエンドユーザ向けの役務提供をする意思がなく、かつ、卸契約の内容により適切な条件で卸先事業者が役務提供を行うことが困難となり得るケースが想定されるのではないかと。このような場合には、卸元事業者が直接適切な役務を提供することについての規律を課すということですか、卸元事業者が卸先事業者に提供する卸役務に係る適切な提供についての規律を課すということも考えられるのではないかと。事業者への影響を踏まえ、引き続き検討を深めることが望ましいとしております。

次に、支援対象事業者に対する規律でございます。

交付金による支援を受ける事業者に対して、何らかの規律を求める必要があるかということで、46ページでございます。

現行の電話のユニバーサルサービス制度を参考にいたしますと、収支状況の整理・公表義務、業務区域の基準適合義務、支援機関への収支状況などの届出義務、いずれも必要となってくるのではないかと。また、(B)のところ右のほうに書いてありますが、交付金の交付を受けた事業者のエリアを維持させる仕組みを措置するという、そうした仕組みも考

えていく必要があるのではないか、としております。

次に、47ページでございます。

いわゆるラストリゾート事業者の責務でございます。

現行の電話のユニバーサルサービス制度では、NTT持株、NTT東西は、NTT法において国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することが規定されておりました、いわゆるラストリゾート事業者の責務を負っております。ブロードバンドサービスの提供維持のための枠組みの検討に当たって、特定の事業者と同様な責務を課すことについてどのように考えるか、ということでございます。

49ページでございます。

ラストリゾート事業者の責務については、規律ですとか交付金による支援方策のみでは有線ブロードバンドサービスの提供確保が出来ない場合もあることから、有線ブロードバンドサービスの提供確保について何らかのラストリゾート事業者の責務が必要となるのではないかと。責務が必要と考える場合、どのような責務が必要か。提供エリアにおいて有線ブロードバンドサービスの提供の維持を求めることが考えられるのか。また、未整備エリアも残るところ有線ブロードバンドの整備については、どのように考えるべきか。責務履行に要する費用については、どのように考えるべきか。どのような属性を有する事業者に責任を課すことが適当かなどの論点について、引き続き検討を深めることが必要であるとしております。

次に、50ページ以降は交付金による支援でございます。

51ページ、支援対象事業者でございます。

交付金による支援の対象となる事業者をどのように考えるべきか。その際、内部相互補助についてどのように考えるべきか。指定する地域の単位についてどのように考えるかということでございます。

52ページでございます。

支援対象事業者の考え方でございますが、複数のブロードバンドサービス提供事業者が存在する地域において1事業者のみを支援することは、競争中立性を害することから、提供事業者が1者のみの場合の当該事業者とすることが望ましい。また、交付金額の肥大化を防ぐ観点からは、高コスト地域に限定し、当該地域における1者提供事業者を支援対象とすることが望ましい。その場合、高コスト地域の特定方法は標準的な費用算定モデルを

用いることなどが考えられる、としております。

(2) 内部相互補助の考え方です。電話のユニバーサルサービス交付金制度では、内部相互補助を前提とし、赤字の場合に限り交付金を交付しております。一方、ブロードバンドサービスについては、高コスト地域におけるブロードバンドサービス提供維持のインセンティブを付与する観点から、必ずしも内部相互補助を前提とする必要はないのではないか、としております。

次に、53ページでございます。

支援対象事業者の指定単位の考え方でございます。

支援対象事業者を指定する地域の単位として、面積の大きい県・市単位で1者のみを指定した場合、競争上の悪影響が生じるおそれがある。一方で、小さい単位で指定する場合には、事業者側、行政における規制コストが大きくなるおそれがある。以上を踏まえまして、事業者及び行政のコストに留意しつつ、競争上の中立性を確保するため、極力小さい単位により指定していくことが望ましいと考えられるとしております。

次に、55ページでございます。

支援の対象とする設備をどのように考えるべきか。

56ページでございます。

支援対象設備については、提供に要する維持運用経費が大きくなるものに関する費用に限定して支援することが考えられるのではないかと。具体的には、アクセス回線設備などは、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持が必要となることから、1回線当たりの維持運用経費が大きいのではないかと。また、離島における海底ケーブルは、海底ケーブル用特殊設備や補修のための敷設船運航費などの存在により1回線当たりの維持運用経費が大きいと考えられるのではないかと。このため、この2つの設備を基本としていくことが適当ではないかと、としております。

次に、57ページでございます。

支援額の算定についてどう考えるべきか、ということでございます。

59ページです。

基本的な考え方ですが、交付金支援額の算定方法としては、(ア)としまして、事業者の実際の収入費用の提出を求め、その収入費用を基に高コスト地域や支援額を算定する方法です。(イ)としまして、支援額を算定する標準的なモデルを策定し、収入・費用を推計する方法が考えられるところでございます。この(ア)の方法の実施に当たりましては、設

備設置事業者数が多数であるため、これらの収入・費用をベースに算定することは、事業者側も含めて多大なコストを要するという点、また、掲出される実際の収入・費用を比較し適正な支援額を算定することは難しいという点があることに留意が必要だと考えております。このため、本研究会においては、標準的な仮モデルを策定し、(イ)の方法を取ることの是非や課題について検討を行ったところでございます。

次に、60ページでございます。

アクセス回線設備でございます。

アクセス回線設備などの支援額の算定方法としては、収支を用いて計算を行うことも考えられますが、収入は事業者の料金戦略に依存するという課題がございますので、収入ではなく費用についての仮モデルを策定することが望ましい。交付金額の肥大化を防ぐため、LRICモデルを活用することが1つの案として考えられる。本研究会では、以下の2つの方式の仮モデルを策定し、課題等について検討を行っていただいたところでございます。

(ア)としましては、既存のLRICモデルを活用し、NTT局舎ごとのFTTHコストを試算する仮モデルを策定。(イ)としましては、任意の地理的単位の回線密度と回線当たり費用の関係を表現する回帰モデルを仮モデルとして策定したところでございます。

この結果、以下のような課題を得ることができました。まず1つ目としては、支援対象とする高コスト地域をどのように線引きするか。2つ目としまして、実際に生じた費用をサンプルとして算定モデルに当てはめることにより検証が必要ではないかという点でございます。

次に、61ページでございます。

離島における海底ケーブルについては、その維持費用は敷設するケーブルの亘長に大きく依存すると考えられることから、ケーブルの亘長を踏まえて維持に係る費用を特定し、支援額を算定する仮モデルを策定し、課題などについて検討を行ったところでございます。その結果、得られた課題としましては、ケーブルの亘長以外に、費用を算出する説明変数が考えられるか。支援対象とする高コスト地域をどのように線引きするか。仮モデル費用ではなく実際費用を用いることも考えられるのではないかと。収入と費用との差額について一部を補填する算定方法についても検討することが必要ではないかと。補助事業の維持管理に要する費用の実績を考慮して検討することが考えられるのではないかと、ということでございます。

(4)ですが、今後の方向性についてですが、こうした課題を踏まえ、引き続き検討を

深めることが必要である、としております。

次に、62ページですが、交付金負担の考え方でございます。

交付金を負担する主体をどのように考えるか。それから受益者負担の考え方を採用する場合、どのような主体が受益者になると考えられるか。OTT事業者、無線ブロードバンドサービス提供事業者についてはどうか。エンドユーザへの転嫁についてどのように考えるか、ということでございます。

67ページでございます。

対応の方向性、負担対象者でございます。

ブロードバンドサービスの利用者が増加することにより、ブロードバンドサービスの魅力が高まることで利益を得るブロードバンドサービス提供事業者全体が広く応分の負担をするという受益者負担の考え方を採用することが適当である。国費によって交付金を負担することは、受益者でないものも含めて負担することになるということを検討する必要がある。また、OTT事業者も受益者であると考えられるが、負担対象者の捕捉や徴収可能性についても検討する必要があるということ、OTT事業者の収入の中でどのような部分を算定対象収益とするかの確定が難しいということ、また、OTT事業所はブロードバンドサービスの利用者でもあり、OTT事業者を負担対象者とすることは二重負担となる可能性があること、諸外国においては、現時点においてOTTを負担対象としていないことなどを踏まえ、OTT事業者を負担対象とすることについては、現時点では慎重になるべきだが、引き続き検討していくことが必要である、としております。

このため、当面の間はブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者を負担対象とすることが適当であるとしております。

次に、68ページでございます。

無線ブロードバンドサービスを提供する事業者については、ブロードバンドサービスの利用可能者が増加すれば、電子メール、メッセージングアプリなどによるやり取りが可能なものが増加し、無線ブロードバンドサービスの魅力が高まるということ、オフロードを行うことによって通信環境の品質を向上させることが可能となるということ踏まえ、無線ブロードバンドサービスを提供する事業者も受益者と位置付けられると考えております。

次に、69ページでございます。

負担金の算定の単位でございます。

事業収益を基に負担金額を算定する方法、契約数を基に算定する方法がございます。(ア)の事業収益の方法の場合には、ブロードバンド事業の収益のみを適切に把握するための簡素な仕組みを構築することが難しいということや、各事業者に過度の負担を強いることとなる可能性があることから、契約数をベースに検討することが適当ではないか。ただ、その際、ブロードバンドサービスの契約形態は様々であることから、どのような形態を1契約とするかや、契約数の把握方法などの検討をさらに深めることが必要だと考えております。

次に、エンドユーザへの転嫁でございますが、事業者負担を求める場合、事業者のサービス提供の費用には影響が生じることとなりますので、転嫁を認めないということは難しいのではないかと、しております。

次に、70ページ、71ページでございますが、有線ブロードバンドの未整備エリアにおいて、ブロードバンドサービスの提供の確保をどのように図っていくかということでございます。

次に、73ページでございますが、②でございますが、有線ブロードバンドのみで全世界帯分整備することとした場合には多額の整備費が必要となりますので、無線ブロードバンドサービスも活用するという点を検討すべきではないか。④でございますが、無線ブロードバンドサービスの提供を維持するための仕組みとしては、携帯ブロードバンドサービス提供事業者のサービスエリアを維持する仕組みを設けることが望ましいのではないかと、

このような方策については、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度ワーキンググループ」において、いわゆるプラチナバンドなどを保有する移動通信事業者に期待される役割が論点の1つともなっているため、当該懇談会の議論も踏まえて検討を深めるべきである。また、携帯ブロードバンドサービスの品質・技術基準の在り方についても引き続き検討を深めるべきである。また、⑦ですが、有線ブロードバンドの整備についても、財政措置などの支援策を引き続き講じていくことが必要である、と、しております。

次に、最後でございますが、今後取り組むべき事項でございます。

75ページでございますが、これまでの検討によりまして、有線ブロードバンドサービスを提供確保すべき役割と位置付け、その適切、公平、安定的な提供の確保のために一定の規律を課すとともに、交付金による支援制度を設けるなどの対応の方向性が示されたところでございます。

一方、今後この方向性を踏まえ、具体的な制度整備を行うには、なお整理すべき課題は多いと考えております。

このため、本取りまとめ以降、引き続き利用者視点に立った検討を深めていくことが適当であると考えております。

④ですが、ブロードバンドサービスに係る交付金制度を創設する場合には、現行の電話のユニバーサルサービス交付金制度との関係性の整理も必要となります。この点についても今後検討すべき事項と考えてございます。

駆け足になりましたが、説明は以上でございます。

**【大橋座長】** どうもありがとうございました。これまでの皆さんの熱心な御議論を事務局で非常に丁寧にまとめていただいて、今回の中間取りまとめ骨子案という形で示していただいております。

それでは、質疑及び意見交換に移りたいと思います。まず、構成員の皆様方から御意見、御質問をいただきまして、次にオブザーバの方へ御意見を振りたいと思いますので、どなたさまからでも、あるいはどの箇所からでも御意見をいただければと思います。

それでは、相田構成員からお願いできればと思います。

**【相田座長代理】** 相田でございます。

事務局、大変大部な資料をおまとめいただきまして、ありがとうございました。多くの部分はそれほど違和感がないのですが、私がやはり違和感を覚えるのは、交付金負担の考え方、具体的なページで言いますと67ページから69ページ辺りに関してです。67ページ、こちらで出ている結論、ブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者を負担対象とすることが適当である。無線ブロードバンドサービスを提供する事業者も受益者と位置付けられる。したがってエンドユーザへの転嫁を認めないわけにはいかないだろう。この結論には全く異論がないのですが、そこに至るロジックにかなり違和感があります。今どうなっているかという、67ページの①③の辺りで、基本的には受益者負担である。②のところでもって、受益者ではない人もいます。それで①から、次の68ページの④でブロードバンドサービス事業者、無線ブロードバンドサービス事業者は受益者である。③のところでもってOTT事業者も受益者とは思えるけれども、二重取りもしくは諸外国の例等も考えて、ここでの負担は慎重となるべきであるということなのですが、それでは今上がった人以外に受益者はいないのかということ、それらの方には負担を求めなくていいのか、というのが一点。

それから、69ページのエンドユーザへの転嫁に関して、100%エンドユーザに転嫁してしまうと、結果的に受益者である事業者は実質的な負担をしなくてよくなってしまうと。それでも良いのかというところで、ちょっと論理的に矛盾があるのではないか。うちの研究室の学生が論文にこういうことを書いてきたら、これはちょっと論理的に無理があるよと答えるのではないかと思います。

これを聞いて思い出したのは、少し前に有料道路の自動料金収受、E T Cの導入の際にどんな議論があったかという、当初は止まらずに料金を払うことができる、車に乗っている人が受益者なので、当時だとE T Cの装置1万円以上しましたけれども、それはエンドユーザが、車に乗っている人が負担して当たり前なんだと言っていたのが、結局それでは全然導入が進まなくて、料金割引等々の具体的なメリットをエンドユーザにフィードバックをかけた。あのケースはこのケースと一種逆だったような気もするわけですが、実際には最大の受益者は料金収受員を配置しなくてよくなる道路管理者の側であるというので、そのメリットをちゃんとエンドユーザにフィードバックすべきであるというのが後から出てきた議論だと思うんです。

今回の場合も、やはりブロードバンドサービスといたら、ユニバーサルサービスにしようとしているくらいですから、全国民がほぼ広く薄くメリットを享受している。それで、例えばワクチン会場の予約というのに、これだけブロードバンドサービスが普及しているから、もう受付はネットに限定しますよということが出来るわけですし、これだけブロードバンドサービスが普及しているから非常事態宣言下ではオンライン授業にしますよというようなことが出来るということなので、もうほとんど、先ほどの右のところでは、受益者でない人もいますよと書いてありますけれども、本当はほとんどの人が受益者であると。だからこそ、エンドユーザに転嫁することを認めるということであって、エンドユーザに全くメリットがないのなら、やはり本当は転嫁するのはおかしいので、当然エンドユーザも受益者であるから、そこへの転嫁が認められるということだと思います。

現在の固定電話のユニバーサルサービスでも、これと平行な言い方をしているのですが、こういった考え方というのがパブリックコメント等にもかかるというようなことを考えると、もう少し一般的に分かるような議論にしたほうがいいかなと思います。もう一つには、J A I P Aさんからもお話がありましたけれども、地方のブロードバンドサービス事業者の中には、もう赤字で本来撤退したいと思っているのに、お客さんからの声があるので撤退するに出来ないというような人もいらっしゃるというので、それを受益者だと



いってそこに負担しろというような言い方が本当に適当なのか、という疑問もあります。

ということで、ここの③に書いてあるような、そういう広く薄く広がっている受益者から集めることに当たって、ブロードバンドサービス事業者が一種窓口となってそれを集めるのが一番適切である。そういう性格からいって一旦ブロードバンドサービス事業者が立替えたとしても、エンドユーザに転嫁することは否定するものでないと、そういった言い方が一番素直だなと感じましたので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。基本的には、委員の御意見をある程度まとめて事務局から御回答いただこうと思いますが、今の相田構成員のお話は、もしよろしければ事務局のほうから今御回答いただくことはできますでしょうか。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

先生から御指摘いただきましたように、まず、ブロードバンド事業者が便益を受け、また、その利用者である企業、行政、個人がさらに便益を得ている、それは御指摘のとおりだと思いますので、先生からいただいた御指摘も踏まえまして、書きぶりについては、改めて検討・修正させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【大橋座長】 ということで、相田先生、よろしく申し上げます。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、次に岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 私からは、概括的なコメントになってしまうのですが、全体の基本的な考え方として、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置づけていく方向を目指しているけれども、ただし、ブロードバンドというものは非常に技術の流動性がまだ高い段階にある、無線等の技術の開発の動向についても予測が難しい面も残っているということで、この報告書の原案の基本的な考え方は、極力事業者に対する規律はシンプルなものであるべきだという方向が目指されているのではないかと受け取りました。また、こういった状況を踏まえて、規律は極力柔軟であるべきだという大きな方向が打ち出されているものと理解しております。

そういう面で、今回の報告書というのは、これまでの議論を非常に丁寧にまとめたいただいておりますので、十分反映されているものだと思いますが、なお検討が必要な面が非常に多く残されていると思っております。具体的に言えば、例えば電話のユニバとの関

係を今後どう捉えていくのか、公衆電話等との関係はどうなるのか、また、未整備エリアの扱いを今後どのようにしていくのか、まだ明確とは言えない状況であったと理解しています。

また、支援対象となる高コストエリアの定義についても、必ずしも明確な指針が示されているわけではなくて、試算の段階では、平均コスト+2σであるとか、ざっくりした試算は示されているわけですが、具体的な高コスト地域という支援対象の考え方についても、ざっくりした、単一事業者で提供されているとか高コストであるという方向性は示されていますが、具体的なところは今後の検討ということになっていたかと思います。

また、コストの試算の段階で、例えば減価償却費の扱いがどうなるのかという点も、それほど明確になっているとは思いませんでした。こういったところも実際の負担額というものを試算していく段階で非常に大きな影響があるところだと思います。

要するに私が言いたいのは、まだ検討すべき点がたくさん残っているということで、今後の議論の流れとして、パブコメ等を経て、引き続き検討していくべき課題、どういう論点が残された課題かを、今後きちんと整理していく必要があるだろうと思います。

ちょっと雑駁な大枠的なコメントで恐縮ですが、私からの意見は以上であります。

**【大橋座長】** ありがとうございます。次に、林構成員お願いいたします。

**【林構成員】** 林でございます。私もこの骨子案に特に異論があるわけではないのですが、2点コメントがございます。

さきほど岡田先生がいわれたように、この骨子案では、規律は柔軟にということが打ち出されており、私もその点も含めて基本的にこれまでの御議論を丁寧にとまとめて下さっており、感謝申し上げます。ただ気になったところ、を2点挙げたいと存じます。

1点目は、47頁の「いわゆる ラストリゾート事業者の責務についてどう考えるか」でございますが、これは難しい問題ですが、47頁に掲げられている事業者の意見にありますような、「政府出資を受ける特殊法人である」というだけで、特別な責務を担う事業者だというのは、いわんとする趣旨は分からなくはないですが、根拠としていささか弱いのではないかと存じます。と申しますのも、公社時代の電柱・管路であればともかく、例えばFTTHは、基本的には、民営化後の企業努力や経営投資判断に基づいて敷設されているわけですので、現行の電話のユニバとまったく同列のものとして考えることはやや難しいと思っております。さはさりながら、ラストリゾート事業者の責務を措定することは、私は必要だと思っております、その場合の根拠としては、ざっくりした物言いですが、私は、

ある意味、「企業規模」と「公益性」というのが相関関係にあるのではないかと考えておりまして、企業規模が大きく、提供する通信サービスの需要者が多ければ多いほど、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものといえますし、そのサービスの社会的影響力も大きくなってくると思います。ですので、一定の規模要件とリンクさせるかたちでラストリゾート事業者の責務を考えるということもありうるのではないかと考えています。ただ、私自身、現時点で特定の事業者を念頭に置いているわけではありませんし、それを今申し上げるのは時期尚早ですので、この点は今後の検討課題かなと思います。以上につきまして、事務局のご意見をうかがいたいと存じます。

2点目は、42頁の⑥と⑦の点ですが、「有線ブロードバンドサービスを提供する事業者全てに規律を課すことを原則としつつ」、中小事業者も多数含まれることも含め、「規制による事業者及び行政における規制コストを極力低減」とございます。その際、規制のレベル程度を事業者に応じて加減することも考えられるのではないかと存じます。ただその場合は、しっかり事前に予見可能性のある判断基準を法令等の中でしっかり示しておくことが必要であると思います。そしてその法令等で示された基準の範囲内では、米国のFCCがよくやる、市場状況に応じた「規制の差し控え」や規制の軽減といったものについては、総務省の一定の裁量に委ねられてよいのではないかと存じます。ただ総務省の裁量といっても、完全なる自由裁量であってはだめで、一定の羈束裁量であって、効果裁量、つまりどういった規制を行うかの裁量は、ある程度総務省にあってしかるべきなのではないかと存じます。これはコメントですが、もしこれも事務局のほうで応答があればお願いします。

以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。後ほど事務局に御回答をお願いしたいと思います。

次は、長田構成員、お願いします。

**【長田委員】** 長田でございます。ありがとうございます。

受益者負担、交付金負担の考え方のところで、先ほど相田先生が整理をしてくださいました。つくづく考えますと、この対応の方向性の（3）のエンドユーザへの転嫁のところで、転換を認めないという制度とすることは困難であると。それは結果的に料金の中にそういうものが含まれてしまうというか、その事業者の設定の中にそういうものも含まれて、それをエンドユーザが負担するということは、それは仕方がないことだと思いますが、このブロードバンドのユニバ化そのものでの受益者というのはエンドユーザだけではないわ

けなので、相田先生御指摘のとおり、やはり中間で事業をやる方々についてもその受益はとてもあるし、また、行政なども、デジタル化の中で様々なコストが低減されていくという意味での受益もあるわけで、このエンドユーザの転嫁についてこういうふうに書き切ってしまうと、現行のユニバーサル制度のように、とにかく番号単価で普通に転嫁すればいいやみたいな、番号単価というふうにはならないということは承知していますけども、いずれにしろそういうふうになってしまうのではないかと。それで本当にエンドユーザの心とか、気持ちが納得できるのかというところは非常に難しいところだなというふうに思っています。

国が負担するために受益者でない人がいるという表現もありましたけれども、国そのものがデジタル化していく中で、それが本当に受益者である人がいないということがあり得るのかどうか少し私としては納得がいけないところもあり、ここはもう少し様々な意見を聞いて、書きぶりによっても表現ぶりによっても少し印象が変わるかもしれませんけども、何か工夫は必要じゃないかなというふうに考えているところです。

以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。それでは、三友構成員、お願いできますか。

**【三友構成員】** 三友です。ありがとうございます。私から簡単に3点、申し上げたいと思います。

1つは、こういう形でブロードバンドをユニバーサルサービス化するという、その基本的なコンセプトは良いと思うのですが、いざ国民に負担を求めるときに、国民の納得感が得られるかどうかというのは、こういう制度が支持されるかどうかに関して非常に大きな問題だと思います。

例えば、52ページに黒字事業者でも補助をするという考えが示されているわけです。これは事業者の規模にもよるのですが、昨今のコロナの状況で、特に全国規模の通信事業者は非常に大きな利益を上げているという報道があります。そういう状況の中で、さらに国民からお金を取って事業者に補助するというのが、このタイミングで、議論として国民の納得を得られるのかどうかというのは非常に心配するところでもあります。これは制度そのものの問題というよりも、いつ発動するかということの問題にもなると思います。

2番目に、補助を発動するという条件を厳密にしなければならないと思います。ユニバーサルサービス制度そのものと、それから基金から補助を発動ということは、必ずしもセットとして扱わないということも考える必要があるのではないかと思います。

特に、全国事業者と地域事業者では、経営規模も違いますし、収支の状況も非常に違うわけです。今地域の事業者で経営的に大変な思いをしているところもあると、コロナの前でありますけれども、伺っておりますし、実際にこの会議の中でもそういった事実を御指摘いただいているというところであります。

そういう意味で、補助の発動の条件というものをかなり厳密にすべきであろうと思います。それが2点目です。

3点目ですが、従来の電話のユニバの制度を見ますと、一旦制度をつくと非常に硬直的になるわけです。今回の中間取りまとめでは、柔軟性という言葉が出ておりますけれども、それはある意味では、今この時点で制度を定められないという意味での裏返しでありまして、実際に制度が出来ると、それは制度として非常に硬直的になるわけです。今回の検討において、特に基金の発動の考え方は、従来の電話のユニバーサルサービス基金の考え方に準拠しているわけでありまして、ユニバーサルサービスをブロードバンドに適用するときに、本当にそれで良いのかどうか慎重に検討する必要があります。さらに、制度を見直すことを、やはり事前に許容して、そしてどういう条件を満たせば、あるいはどういう条件が破られたときには制度の見直しをするかを明確にしておかないと、電話のユニバーサルサービスのように、一旦作ってしまって、そのままずっとそれが制度的に続いて制度疲労を起こすということがあるわけです。そういうことにならないためにも、是非制度自体の本来の柔軟性で見直しの条件というものを明確にしていく必要があると思います。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

次に、関口構成員、お願いします。

**【関口構成員】** 関口でございます。今まで発言頂戴した委員の先生方と似たようなところばかり気になっておりまして、皆さん同じようなところに気がつくなというように感心をしています。1つは、ラストリゾート事業者に関しての違和感で、既に林委員のほうからコメントがありましたが、私も一言申し上げたいと思います。それから、岡田委員のほうから減価償却費の扱いについてももう既に発言がありますが、私も一言と思っております。

ラストリゾート事業者に関しての47ページから49ページまでの指摘について、提供している事業者が全て撤退してしまうというような状況で空白地帯が生まれるときに、その空白を誰が埋めるかというラストリゾート事業者の責務を、ブロードバンドの場合にどの

ように課すことが望ましいかという、これは正解を見つけるのが難しい議論だと思っています。47ページの冒頭にございますように、現行の電話については、メタル回線は公社時代に既に津々浦々全国に引き終わっていたものをNTT東西が引き受けたということもあって、ラストリゾート事業者をNTT東西に指定するという点については違和感なく受け入れられてきたという状況がございますが、NTT東西さんはことあるごとに、光は民営化してから、自分たちが自力で引いてきたんだとおっしゃっているわけで、47ページの最後にあるような政府出資である特殊法人であるからゆえに、ラストリゾート事業者として特別な責務を担うべきであるという指摘は、やはりちょっと論理が飛躍しているような気がいたします。少なくとも、NTT東西が進出していなかったところに空白地帯が生まれてしまう場合、東西が改めてそこに光を引いてサービス提供を始めなければいけないと強制する権限はやはりないだろうと思います。

その意味で、ブロードバンドについてもNTT東西にラストリゾート事業者としての責務を課すことについては、やはり私は慎重であるべきだという印象を持ちました。ただ、5Gの時代になったときに、固定とモバイルとの融合が進んでいくと、その境目がなくなっていくということは事実として認めなければいけないと思っております。既にドコモさんがホームルーターを活用してホーム5Gということで固定代替サービスを今年度の8月から始めるということを表明されていますし、ホームルーターについては、他の携帯事業者さんたちも既に活用を始めていらっしゃいます。

ということで、固定事業者がラストリゾート事業者でなければいけないかどうかということについては、将来の状況、特に5Gが進行した中でどのように変わっていくかは、まだ少し煮え切れていないかなという気がいたしまして、三友構成員も先ほどおっしゃっていましたが、将来を見据えて柔軟な対応ができるような見直し条項を埋め込んでいくということで、状況に応じた対応が必要になってくると思います。今後、NTT東西の光サービスというのは、5Gの時代でも必ず不可欠なオフロード要因としてニーズはあるわけですが、固定電話が最終ユーザをずっとつなぎとめられるかどうかということについては、このホーム5Gのような代替サービスがどの程度進展していくかによっても、最終ユーザがモバイル側に寄ってしまうのかどうかは変わって参ります。このような流動的な点を考慮すると、ここは正解がなかなか見つけにくいところではあります。NTT東西を当たり前のように指定するという点についてはやや懐疑的な印象を持ちますというのが1点目でございます。

それから、22ページのところの減価償却の取扱いについて、これを補助対象として維持更新費の中に入れても良いではないかという指摘がございます。ここはラストリゾート事業者の扱いについてと比べると大分小さな話にはなりますが、減価償却制度というのは、期間損益計算の適正化という会計上の目的がある一方で、更新設備のための資金準備という財務上の効果として自己金融効果と称される効果も有しています。従って設備更新のための必要資金の確保という点では、減価償却も補助の対象として認めるのは当然だと思っています。地方公共団体からのプレゼンをお願いしたときに、資金ベースで損益を算定しているというお答えを頂戴しました。特に公設民営、公設公営等では、減価償却の取扱いについて、民間事業者と同じような計算ルールに引き直すような、そういった一定の配慮が必要になってくる可能性もありますので、そこについては少し留意をしていただけたらと思います。

以上でございます。

**【大橋座長】** どうもありがとうございます。関口先生がご都合で退出される前に、事務局から関口先生の御回答だけいただくことはできますか。

**【香月事業政策課調査官】** 事務局でございます。

先生から2点御指摘いただきました。ラストリゾート責務についての考え方で、電話の場合と事情が異なるのではないかと。また、固定とモバイルの融合を考えたときに、将来を見据えた在り方を考えていくべきではないかということでございます。

先生にいただいた御指摘も踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

また、減価償却についての御指摘もありがとうございます。22ページの④で減価償却費について記載しておりますが、先生に御指摘いただきましたように、自治体の場合の会計の処理の仕方と異なる、民間の場合と異なるのではないかと御指摘も踏まえまして、具体的な制度設計については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**【大橋座長】** 受け止めさせていただくということで、ありがとうございます。

それでは、続けさせていただきます。藤井構成員、お願いいたします。

**【藤井構成員】** 藤井でございます。1点、中に少し複数の意見入っていますが、73ページのところです。高コスト地域で不採算となるようなエリアについては、無線ブロードバンドサービスの活用ということになっているかと思っております。このエリアがどのくらいになるのかというのは、今は有線ブロードバンド未整備のエリアということになっているか

と思うのですが、懸念しているのは、今回エンドユーザへの交付金負担が従来同様利用者に転嫁する形となると、負担金額が、採算が合わずサービス撤退を検討するようなエリアが増えてきたときに、そのエリアの整備のため必要な負担金がどんどん上昇してしまうと、制度として破綻してしまうのではないかと懸念しております。そのときに、無線ブロードバンドに移行するのが適切なケースが将来的に出てくるのではないかと考えています。

一方で、オブザーバの意見では、やはり無線ブロードサービスは、速度・品質面で有線ブロードバンドの代替としては不十分というような意見が、かなり具体的に説明いただいていますので、この辺りについては、技術的に本当に駄目なのか、もしくは改善の余地があるのかというところを少し検討したほうが良いのではないかと考えています。

特に、都市部の混雑したところというのは、ユーザからの干渉もあるので、無線の速度が出ないとか品質が悪いというのはあると思うのですが、今回想定されている条件不利地域というのは恐らく人口も少なく、電波的には余裕がある状況だと思っています。そういうところだと、工夫次第で通信を安定させることはできるのではないかと考えています。例えば都市では干渉を増やすから使えないような指向性アンテナ等を壁に固定設置して基地局に向けて接続するなど、技術的な解決策があるのであれば、有線ブロードバンドに近い品質が出るような対策を取って使うことで費用を安く抑えられるエリアが多いのであれば、技術的な対策により交付金負担が大幅に増えることを減らせるのではないかと考えています。そうしないと、ラストリゾート事業者のところでも御意見が出ていると思うのですが、例えばNTT東西に全部負担させた場合で、負担金を増やせないから補助額を費用の一部しか出ないということになってしまうと、高コストエリアの一部しか補助の出ない電話のようになってしまうのではないかと考えています。そうすると、結局一部の事業者に負担をしてもらって何とか維持するといういびつな制度になってしまうのではないかと考えています。その対策について、何かうまい方法がないのかというのは、検討しておいたほうが良いかと考えております。

以上でございます。

**【大橋座長】** どうもありがとうございます。

それは次に、大谷構成員、お願いいたします。

**【大谷構成員】** 日本総研の大谷でございます。

これまでに発言された他の構成員と重複する部分、減価償却費であるとかラストリゾー



トの部分については、これまで発言されてきた皆様の趣旨に賛同するものですので、別の点を申し上げたいと思います。

資料で申し上げますと、10から12ページにかけて、ブロードバンドサービスの位置付けについて前段で整理していただいているところがあります。この技術については、今の時代であるからこそ、それほど違和感がなく拝見できるところではあるのですが、新たな日常ということにかなりフォーカスした表現になっているといったところが多少気になるところです。確かに、コロナの影響といったものは短期的なものではなくて不可逆的に生活を一変させる役割を果たしてしまったということが言えるかと思いますが、ブロードバンドサービスが日常に不可欠なものとなっているということを言うために、コロナが仮に解決しまったときには、ブロードバンドサービスをユニバ化する理由がなくなってしまうような書き方にならないような、なぜブロードバンドサービスがこれからの生活に必要なのかといったことを説き起こすような表現が望まれるのではないかと考えております。

それからもう1点ですけれども、現在の電気通信市場の中で、卸の果たす役割が非常に大きいと考えておまして、今後継続して検討されるということですのでけれども、資料で申し上げますと44ページの辺りでしょうか、卸元事業者が役務提供を停止させた場合に卸先事業者に対する規制だけでは役務提供が停止するようなケースもあるといったことが述べられているところですが、対応の方向性として2つ出しているところですが、この1点目のほうを優先してしまいますと、どちらかという、卸先をサービスの提供から排除してしまうことにもなりかねませんので、卸元が直接サービスを提供する以前に、卸先との関係を適正なものとし、卸先におけるサービス提供が持続できる規律を課すといったことをまず優先的に検討すべきではないかと考えております。

また、このブロードバンドサービスのユニバ化に伴う卸取引の課題というのは他にも複数あると思いますので、もう少しきめ細かに検討していく必要があるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。それでは、宍戸構成員、お願いいたします。

**【宍戸構成員】** 東京大学の宍戸です。事務局案、それから事務局をめぐる委員の先生方の御発言を伺っていて、大体私も問題の所在については意識を同じくしているつもりです。少し角度を変えて、できるだけ刻んでですが、4点申し上げたいと思います。

第1は、やはり現在が過渡期であるということが議論の出発点なのかなと思います。ユ

ユニバーサルサービスを、電話だけではなくてブロードバンドに広げる。他方で、有線と無線の融合が見えてきている。また、これまでのユニバーサルサービス制度が、何がユニバーサルサービスであるのかという社会の側から見るものと、それから、競争では十分にそのサービスが行き渡らない場合に対する、競争補完としての補助金の制度を結びつけてきたことが過渡期の変化の中でどう整理し直すかということで、今、我々の議論が、こういうふうに苦しんでいるのかなと思います。1つにバンドルされていたものを1回解きほぐした上で、もう一度議論を整理し直すという意識が必要なのだろうと思っております。

その観点から、ユニバーサルサービスを、不可欠性を中心にして考えるということは非常に適切だと思っております。

それで2点目で、ラストリゾート責務についても同じようなことが妥当するのかなと思います。これまで委員の先生方から御指摘がありましたように、公社の時代とは違う。また、電話とは違うものとして、不可欠であるところのブロードバンドサービスを、最終的にこの日本の領域の中に欠けることがないようにするといった意味でのラストリゾートの責務であって、ある意味で、今までの電話のときのように、当然にNTT東西さんが最後の最後までやり切ると、あるいはやり切っていたものを撤退しないというのとはうものとして、だからラストリゾートという言葉をもしかすると変えたほうが良いのかもしれないが、考え直したほうが良いのかなと思っております。そこでは既に強調されておりますように、無線ブロードバンドを使ってユニバーサルサービスを維持するといったことも含めてであり、また、有線のブロードバンドについて言えば、既にその近くまで線を引いているという事業者がNTT東西さん以外にもおられる状況の中で、不可欠であるブロードバンドサービスを最終的に確保する。そこはどちらかという、最終的にラストリゾート責務を誰かに負わせるのだとしても、それはその人だけが専ら負っているものではなくて、場合によっては関係する当事者が連携したり協調したりする中で負っていく。そういったことについて、誰かが取りまとめ役なのか調整役なのか、本来政府が自らやるべきことなのかかもしれませんが、そういった観点からのラストリゾート責務の再構築が求められるのかなとお話を伺っていて思ったところです。

3点目は、これまで、本日委員の先生方があまり御指摘されなかった点ではありますけれども、ユニバーサルサービス制度を拡大し柔軟化させていくということに伴って、規制コストが今までとは違う形で発生する。そして、その規制コストを低減させていかなければいけないということが随所に現在の報告書案に書かれています。具体的にそれはどうや

ってやるんだというのは、これまたひとつ難しいところであるわけですが、これまで三友先生などからも御指摘があった、制度が硬直的であってはならない、1回作ったら変えないということであってはならないということと、これは私の考えるところでは裏腹なのだろうと思います。ユニバーサルサービスをめぐる状況について、適時に、できればリアルタイムで情報を把握し、それでユニバーサルサービスの在り方を見直す。あるいは、先ほどラストリゾートについて申し上げましたが、そのユニバーサルサービスに関わる事業者の方同士、あるいは事業者と政府の間で、意見交換や対話が様々なレベルで行われて、硬直的な運用を避ける。また、制度の問題が見つかったときに制度を見直すということで、恐らく制度設計見直しと運用が連続的な世界になると考えたほうが、この問題は適切なのではないかと思います。

最後、4点目になりますが、そうすると話が逆に、規制としては、なし崩しというかぐだぐだになる危険があるわけですが、これは既に林先生がおっしゃったことに関わりますが、一定の行政裁量が政府の側に生まれる。しかし、そこでの行政裁量というのは自由裁量ではなくて、本来的に法において達成すべき目標、すなわち、不可欠なものとしてのブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして確保するのだ。確保するために執る手段というのは幾つかあり得る、あるいは、その状況によって変わるけれども、それを適切に組み合わせるといことが、行政の自由にやって良いというのではなくて、むしろ裁量が向かうべき方向であり、そのとおりに裁量権は行使しなければいけない。その際に考慮すべき要素がどういうものであるのかということ、法において、あるいはガイドラインなのかもしれませんが、しっかり明示する。あるいは、この場の報告書の中できちり整理するということが今後の課題かなと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

**【大橋座長】** ありがとうございます。大変様々な角度から御意見をいただきまして、ありがとうございます。

一通り構成員の方々から御意見いただきましたので、ここで一旦、事務局から受け止めについていただければと思います。よろしく申し上げます。

**【香月事業政策課調査官】** 御指摘いただきまして、どうもありがとうございました。

まず、岡田先生から最初にいただいた御指摘、今後検討することが必要な事項が多いということで、電話との関係ですとか、未整備エリアの扱い、高コストエリアの定義、また減価償却の扱いなどについて具体的に御指摘いただいたところがございます。これらの件

につきましても、継続して検討させていただき、また先生方にも御議論いただきたいと思っております。

それから、林先生から、まず1つ目としまして、ラストリゾートについての御指摘をいただいたところでございます。政府出資という理由だけでは弱いのではないかと。他方で、ラストリゾートということは何らかの形で考えていくべきではないかと。その際、規模が大きくなれば、規模とその公益性というのは相関関係にある。そうしたことを検討してはどうかということでございます。規模が大きくなれば公益性がそれと連動して大きくなるということは重要な指摘だと思っておりますので、先生にいただいた御指摘も踏まえて引き続き検討を進めたいと思っております。

それから2つ目として、規制を行うに当たって、行政裁量というものをうまく組合せた形で制度設計をしてはどうかという御指摘をいただき、また、宍戸先生からも、同様に行政裁量についてしっかり法律の目的に沿った形での裁量権行使が図られるような工夫を図っていくべきだという御指摘をいただいたところでございます。まず、今後、法制度を考えていくに当たっては、法律で明記しなければならない部分、それから行政の専門性に委ねて行政の裁量に委ねなければならない部分を整理していくことが必要だと思っております。その際、裁量権の行使は、法の目的、何を達成したいかということに拘束されるものですので、そうした検討の中で、どの程度の裁量を行政に与えるべきか、それからそれをどう行使していくかということについて、先生方の御指摘を踏まえながら引き続き検討していきたいと思っております。

それから、長田先生からいただいた御指摘でございます。エンドユーザへの転嫁ということについての書きぶり、その考え方がユーザの納得が得られるものになっているかということの御指摘をいただいたところでございます。この制度というのは、負担者側の御理解をいただかないと成り立たない制度だと思っておりますので、いただいた御指摘も踏まえながら、引き続きどのような形で考えていくかということについては検討を続けていきたいと思っております。

それから、三友先生からいただいた御指摘でございます。まず、国民に負担を求めるときに国民の納得感が得られるかということが重要である。また、黒字事業者でも支援するということが理解が得られるのかという御指摘でございます。その次の御指摘でも、全国事業者と地域事業者というのは全然状況が違うのではないかと。そうしたことを踏まえると、その補助、交付金の交付の条件というものは厳密に考えていくべきではないかという御指

摘をいただいたところでございます。今回の骨子の中におきましては、内部相互補助を前提としないという形での資料とさせていただきます。ただ、今後具体的にどういう形での交付金を配付していくかということについては、今後検討していきますモデルの中で、一律で配付していくのか、ある程度濃淡をつけるのかなどについては、引き続き検討していくべき課題だと思っており、先生の御指摘も踏まえながら考えていきたいと思っております。

それから、もう一つ御指摘いただきましたのは、電話のユニバのように硬直的な見直しができないような制度とならないように、一定の条件が満たされた場合には見直すこととするなど明確にしていくべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。この制度、今後技術の進展が速い分野でございますので、柔軟な見直しは重要だと思っておりますので、先生からいただいた御指摘も踏まえながら、どういう状況が生じたら見直すべきか、ということにつきましても検討をしていきたいと思っております。

藤井先生からいただいた御指摘でございます。有線ブロードバンド未整備エリアにおいて、今後無線の活用ということを進めていくべきではないか。その際、無線の品質がどの程度、条件不利地域などにおいて確保されているかなど、無線の条件不利地域での実情などもしっかり確認した上で検討を進めていくべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。現実にも、先ほども有線ばかりですと交付金が破綻するのではないかという御指摘もいただいておりますが、実際に有線ブロードバンド未整備エリアで、全て有線で整備をしていくのは現実的ではないと思っております。そうした中で、無線ブロードバンドの活用の実態も踏まえた上で、どういう品質を確保していくべきかについても検討を続けていきたいと思っております。

大谷先生からいただいた御指摘でございます。新たな日常ということにフォーカスし過ぎますと、将来的にブロードバンドを維持する必要性についての理屈が弱くなるのではないかという御指摘はごもっともだと思いますので、表現など工夫させていただきたいと思っております。

それから、卸役務に関して、卸先におけるサービス提供を考えた上で卸元の規制を考えていくべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。44ページで卸元事業者に直接役務提供を課すという規律の考え方としては、そこに住んでいる利用者が適切なサービスを1つでも受けられれば利用者としての利益が確保されるのではないか、という観点から1つ目のポツを立てたところでございますが、先生からいただいた御指摘も踏

まえながら検討を続けていきたいと思っております。

宍戸先生からいただいた御指摘でございます。ラストリゾートにつきまして、電話のようにNTT東西がやりきるといふのは違うものではないか。そうしたことを踏まえると、ブロードバンドにおけるラストリゾートの考え方というものを、ラストリゾートと呼ぶかどうかということも踏まえて再構築していくべきではないか。また、多数の事業者がいる中で、どうやって不可欠なブロードバンドを確保していくのか。その際に、関係者がどういう役割を果たしていくべきなのかを議論してはどうかという御示唆をいただきました。先生にいただいた視点も踏まえて、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

それから、制度の見直しについて、運用を踏まえて制度を見直し、それに基づいて運用し、また運用の過程で問題があればすぐ制度を見直す、そうしたことがセットとして、今後行政サイクルが回っていくことになるだろうという御指摘もいただいております。それも先生の御指摘のとおりだと思いますので、そうした体制がしっかり取れるように考えていきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 構成員の皆様方、御意見ありがとうございます。追加で御意見があればいただければと思います。オブザーバの方も併せていただければと思います。今オブザーバから手が挙がっている順で御発言をお願いしたいと思います。まず、KDDIの山本オブザーバ、お願いします。

【KDDI】 KDDIの山本です。これは林先生、それから関口先生から、ラストリゾートと政府出資の関係について御意見、コメントをいただいたと理解しています。

その御指摘のポイントとしましては、メタル、これは公社時代に敷設したものであって、光、FTTH、これは民営化後に敷設したものであると。なので、この電話の時代なら分かるけれども、現時点において、この特殊性といいますか、同じような義務を課すのは適切ではない、そういった御指摘であったかと思えます。つまり、NTTという政府出資の特殊法人に義務を負わせるというのは根拠が弱いのではないか、こういう御指摘であったと理解しています。

この点は、NTT様が普段主張されている論点だと思ひまして、ここにつきましては非常に大事な視点がやはり抜けていると思ひしております、メタルか光かではなくて、それを敷設する、全国津々浦々にある局舎、それから各家庭に通じる電柱、管路、とう道、こういったものをお持ちであると。これは、当然採算度外視、つまり通常の民間企業が採算

性を持って設備投資することはもう難しい、極めて特別なインフラであると。これは確かに電電公社時代に敷設されたものだとして理解しています。ただ、これが今議論になっている光ファイバー、F T T Hをできるだけ広く、あまねくなのか、限りなくあまねくなのか、これを敷設するとき、どうしたらいいのかといったときには、このN T Tさんがお持ちのメタルではなくて、電柱、管路、とう道、それから局舎、これが非常に大きな意味合いを持つ。そのF T T Hを各家庭に届けるのに一番近いところにいらっしゃるのがN T T東西さんであるというところが、N T Tさんの特殊性とか政府出資というところと結びついていると理解しております。

実際、前回、これは林先生から御質問いただいた外国の事例についてお答えしたものでございまして、私が回答したのは英国と韓国の事例をお答えいたしました。これは、どちらもB T、ブリティッシュテレコム、それからK T、コリアテレコム、これは元国営企業と、特殊な会社でございます。お客様から求められたら、たとえ現時点で整備されていないところであっても整備する義務、提供する義務があると。これは、特別な義務であると。私ども、退出規制かどうか、これが言及があるかどうかということは明言されていなくても、実質的にこれはラストリゾート業務であるというふうにお答え申し上げたところでございます。ですから、英国におきましても、お隣韓国におきましても、やはり、元国営の固定、いわゆるインカンバント事業者に対しては、特別な義務を負わせているという事例が現にあると。それが、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスという制度の中でしっかりと義務化されているというところを、しっかり注目していく必要があると思っておりますので、いわゆる政府出資の特殊法人に特別な義務をもたらす、課すということは、決して根拠がないというものではないと考えております。

今の外国の事例の部分は、事務局様の資料の参考資料の21ページに係る部分でございます。スライドの21のところ、海外の提供事業者の責務というところがありまして、英国と韓国、上2つございますが、退出規制は言及なしと書いてありますが、先ほど申し上げました、実質的には求められたら100%の提供義務を負うんだといったところは、こちらの資料のほうにも明記していただければと思います。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。続きまして、オブザーバ、J A I P Aの立石様、お願いできますでしょうか。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** ありがとうございます。J A I P A、立石

です。

2点ほどございまして、1つは67ページの交付金負担の考え方のところで、長田構成員のおっしゃったところ、私も政府も結構受益者じゃないかなと思っているという、受益者の範囲の問題もあるのですが、それ以上にOTTの件で、ITUなどでの議論で、途上国の中でまだまだインターネットが十分に敷設されてないところが、よく言われるように、先進国に対して先進国の負担でもって作ったらどうかという話があって、それは結局それで儲けるのは先進国の企業だよねという考え方があって、それそのものがもう今日本もそんな感じになっているので、OTTというか、それでもって儲けているところにある程度負担をお願いするのがいいのかなとは思いますが。これも前も話したかもしれませんが、ネットの中立性の問題であって、そう簡単にはいかないのだろうなと思います。ただ、この書きぶりからすると、何となくポツ3つで一番最後のところで、諸外国においては現時点でOTTの負担を対象としないというのは、その上の二重負担になる可能性があるからしていないで海外はやっているんだというふうなイメージに取れるのかなという。ちょっと書きぶり的问题だけかもしれませんが、最初私が読んだとき、そういうふうに読めたので、そこは書きぶりを、中立性の問題もあると付加していただけたらありがたいなと思います。

もう1点は、これも私、何回かお話ししていて、先ほど無線でやるということに対して、とにかくそっちは駄目だというふうに言うつもりは全くないのですが、山の上とか本当にすごいところに数軒しかないとかというところに関して、そこまで光ファイバーを持っていくのは大変だということで、そこを無線でもやるということ自体はいいのですが、ちょっとその辺のイメージが、現実に田舎で住んでいる私のようなものと比べると違うのかなと思ってまして、実際3月末に以前の研究会でプレゼンされた奄美大島の大和村の村長さんが来られていましたけども、奄美なんかでは何十世帯、あるいは多いと何百世帯もあるようなところがブロードバンドなくなるということが実際に起きようとしています。そうするとそんなところは無線というよりはもう光ファイバーでしかなくて、ひよっとするとユニバーサルサービスでカバーするエリア、あるいはその人数というので、無線対象になるところも当然あるとは思いますが、それよりもほとんどの場合は、何となく何十世帯、何百世帯というある程度の広がりを持ったところが全くできなくなるというイメージのほうが多いと思います。無線に関して、もちろん妨げるものではないのですが、先ほどの指向性アンテナでというのがありますが、実は指向性アンテナでやっているところを知



っていて、風が吹いたり地震が起きたりすると、あっという間に違う方向向いてしまいメンテナンスが大変だといって諦めたところもあったぐらいで、なかなか難しいのが現実かなというふうに考えています。

以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、オブザーバでNTTの黒田様、お願いします。

【日本電信電話】 NTTの黒田です。ウィズコロナやアフターコロナの時代において、テレワークや遠隔授業、コロナワクチンの予約など、国民生活や社会生活を営むに当たって、様々なところでブロードバンドが必要不可欠なものになっていると整理されることについて、全く異論ありません。その中で、取りまとめの骨子案の20ページにおいて、有線ブロードバンドと携帯ブロードバンドを異なるサービスとした上で、それぞれに不可欠性があるとされていますけれども、実際、テレワークや遠隔授業等でも、大学生、あるいは企業に勤めている方々の多くは、有線と無線のうち、無線だけでアクセスされているケースも多くあることを踏まえると、それが現実だと思いますので、両者を異なるサービスとして捉え、両方ともが不可欠と考えるより、両者は補完的な関係にあるサービスだと考えていく方が自然ではないかと思っているところでございます。

この点、携帯ブロードバンドのうち、LTEに関しては、現状は、先ほどの立石さんのお話でもあるように、もしかすると届かないところはまだ少しあるのかもしれませんが、LTEについては、先般の平成31年4月ですか、周波数割当ての際に、2023年度末、今から2年半後には、エリア外世帯をゼロにする開設計画をMNO 2社が提出され、その計画が認定されているところでございます。

したがって、2023年度末を見据えると、携帯ブロードバンドは、ベースのサービスとして、各世帯に広く提供されているという前提で物事を考えた上で、この議論をしていくということが必要ではないかと、我々は考えているところでございます。

したがって、固定ブロードバンドが未整備のところと、現在は整備済みであっても事業者が撤退してしまうようなエリアについては、必ずしも有線ブロードバンドありきで考え、ラストリゾート事業者として、特定の固定事業者を指定するという話をするだけではなく、国民経済全体の負担を最小にする観点から検討を進めることが求められていると思います。

今回のコロナ禍の中、自治体は、これからも様々なところにお金をかけていかなければならないと思います。そういう状況にある中で、やはり固定の方がよいからという理由だ

けで、本当に固定ブロードバンドのために多額のお金を積んでしまってもよいのだろうかということを考えていく必要と思っています。私たちも、全てを携帯ブロードバンドで補完すべきとまで言っているわけではなく、固定と携帯を足し算して、最も効率的で最も国民全体の費用負担が抑えられるようなやり方を考えるべきということをお願いしています。どうやっていけばよいか、私たちも知恵を出していきたいと思ひますし、私たちだけでなく、事業者全体でも一生懸命に考えていくということが大事なのではないかと思ひているところでございます。

最後にもう一つ。先ほど、卸料金について、このユニバの議論をトリガーに、新たな規制等についても考える必要があるのではないかというコメントがありましたが、卸料金については、既に接続料研究会等の別の場でも、ユーザ料金、卸料金と接続料金の関係性等の議論がなされているところですので、改めて、この場で卸料金とユニバの関係について、1から議論することは必ずしも適当ではないのではないかと考えております。

以上、2点申し上げました。ありがとうございます。

**【大橋座長】** 続きますして、藤井構成員、お願いいたします。

**【藤井構成員】** ありがとうございます。JAIPAの立石さんからコメントいただきましたので、ちょっと確認したいことがあって発言させていただければと思ひます。指向性アンテナは、恐らく、現状では携帯電話の端末側に使うことは法律上認められてないのではないかと私は認識していたのですが、その辺り、もし事例があるのでしたら教えてもらえればと思ひます。

あと、接続する規模感について、何十世帯に対して大丈夫なのかというのは、しっかり調べないと分からないのではないかと思ひていまして、東京都心だと数万世帯というのに対して、基地局が立っていたりとかする可能性があると思ひていまして、ちょっと数万世帯は行き過ぎかもしれませんが、それに対して数百世帯でブロードバンド接続を行うのに、本当に品質が耐えられないのかどうかというところ、技術的にちゃんと見たほうが良いのかなというように思ひていまして。現状、条件不利地域の基地局が古い設備であったり、バックボーンネットワークが低速であるとかも考えられるので、どこまで性能がでるのかというのは、しっかり見たほうが良いかと思ひているところです。また、もしブロードバンドサービスとして、この条件不利地域で使うときに、本当に今のモバイルルーターみたいなものを簡易設置するのか、もう少しきちっとした設備をつくるのかというところも、最終的には議論していく必要があるのではと思ひます。それこそラストリゾートの事業者ができ

るのかどうか分からないのですが、そういうところがしっかりした装置を作っておいてあげれば、メンテナンスも含めてうまくいくことがあるのではないかなというふうに私は考えています、は技術的にちゃんとできるのかというのを検証したほうが良いかと思いましたが。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。立石オブザーバ、いかがでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 立石ですけど、携帯電話という話ではなく、2.4ギガ帯など様々ところで、昔からブロードバンドがないところいろんなところが島に向けてやっているということで、携帯電話の話ではないのですが、メンテナンスというところで大変だというお話をしたかったので指向性のアンテナの話をしました。携帯電話は多分無理なんじゃないかと。2.4ギガだったらとか、5ギガ帯だったらいけるのではないかと思うので。あと、マイクロ波の話とかもありますので。

【大橋座長】 ありがとうございます。林構成員、お願い出来ますか。

【林構成員】 ありがとうございます。先ほどKDDIの山本様からでしょうか、47ページの最後のポツの点、政府出資における特殊法人であるということの含意について補足的に説明いただきまして、ありがとうございました。

最初、私は、ここのポツだけの文章を拝見すると、先ほど山本様がおっしゃった意図なり意味を十分に読み取ることができませんでしたので、いささか根拠薄弱ではないかというふうに申しましたけれども、私が申し上げたかったのは、その点にあるというよりは、むしろ、ラストリゾート事業者の責務それ自体を措定することはやっぱり必要ではないかというところでありまして、その場合の根拠として、先ほど申しましたように企業規模とか公益性というものの関係を踏まえて、提供する通信サービスの事業者の規模が大きければ大きいほど、やはり不特定多数のもの利益の増進に寄与していると一応いえるのではないかと思ったわけです。要するに、通信事業者の規模が大きければ大きいほど、そのサービスの国民生活に及ぼす社会的影響力も大きくなってくだろうということで、これはつまり、いずれもユーザの立場から見てのユニバのラストリゾートを考えるべきだというふうに私は考えています。この47ページの最後のポツには、今読み返すと、「利用者保護のため」というふうにありますがけれども、そこの観点から、国民負担の最小化の観点も踏まえて考えるべきだというのが私の考えでありまして、先ほどの山本様のおっしゃったところをお聞きすると、私とそんなに考え方が乖離しているわけではないとも思ったところで

ございます。

補足的にコメントいたしました。

【大橋座長】 ありがとうございます。オプテージの篠原様からも手が挙がっていますので、お願いいたします。

【オプテージ】 ありがとうございます。オプテージ、篠原でございます。

一言だけになりますけれども、資料の42ページのエンドユーザ向けの役務に関する規律の部分でございます。現行の基礎的電気通信役務と同等の規律を適用するということになりますと、やっぱり事業者の業務負担増でございますとか、自由で多様な事業展開への影響というのも懸念されるということで、ブロードバンドサービスに適用する規律においては緩和が必要と考えてございまして、そのあたりについて御配慮いただければ幸いです。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ここまで、オブザーバを含めて御意見いただいたものですから、事務局のほうから御回答、もしあるものがあればいただければと思いますけれども。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。まず、KDDIさんから、ラストリゾートの考え方として、NTTには全国にある局所、電柱管路とう道などが引き継がれているのではないかと。また、BT、KTなどの事例を参考とすべきではないかと。さらに、この論点に関しまして、NTTさんからは、有線、無線の両方を考えていくべきではないかと。必ずしも有線ありきで考えるべきではなく、国民経済への負担を最小にするという観点から検討してはどうかと御指摘をいただいたところございまして、それぞれいただいた御指摘を踏まえながら引き続き検討していきたいと思っております。

それから、NTTさんからは、卸の規制については接続料研究会で議論しているという御指摘いただいておりますが、卸の在り方につきましても、そうした議論との関係も整理しながら考えていきたいと思っております。

それから、JAIPAの立石さんからいただいたお話でございます。まず1つ目、OTTの記載ぶりについての御指摘をいただいたところでございます。ここで二重負担というように書いておられますのは、OTT事業者もブロードバンドのユーザということになりますので、結局そのブロードバンド事業者に対して負担を求めると、その負担が何らかの形でユーザも負担することになる。そうすると、その負担がOTT事業者にもかかり、

かつOTTだからということの別の理由で課されると二重になるのではないかという趣旨で書かせていただいているのですが、それでお答えになっていますでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 立石です。そのことは理解しているのですが、諸外国で必ずしもOTT負担を対象としていない理由が二重負担になるからだけではないということではないかということです。それは中立性の問題とかもあるものでしてない例もありますので、この順番で書くと二重負担だけが理由のように見えてしまいますからという理由でした。

【香月事業政策課調査官】 分かりました。もう一つの理由としては、実際に負担を求めていくことが可能かどうかという、その可能性についても1つ目で書いておりますが、いただいた御指摘も踏まえて考えたいと思います。

【日本インターネットプロバイダー協会】 すみません。よろしく申し上げます。

【香月事業政策課調査官】 地方における無線の実情についても御説明いただきまして、ありがとうございました。

それから、藤井先生からいただいたお話でございますが、条件不利地域でモバイルサービスというものでブロードバンドの提供を確保とした場合に、モバイルルーターで良いのか、もっとしっかりした装置を作るのかどうか、そうしたことについては、資料にも書かせていただいておりますが、無線でそのサービスの提供を確保とした際の携帯ブロードバンドの品質、技術基準などについても、引き続き検討していきたいというふうに思っております。

それから、オプテージさんから、現行の規制と同等だと負担になりますという御指摘をいただいております。電話の場合とブロードバンドの場合とでは状況が異なるということは承知しておりますので、現状のブロードバンドの市場を前提に、政策目的を実現するために必要な規制は何かという観点から考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

一通り、構成員及びオブサーバから御意見頂戴したところですが、もし追加でございましたらお知らせいただければと思います。

お時間も迫ってまいっていますので、それでは、議論は以上とさせていただきます、もし追加で御意見、御質問ある場合には、後ほど事務局からの照会の御案内差し上げますので、御提出を期限の中でいただければというふうに思います。

それでは、本日の議論、ありがとうございました。事務局におかれましては、中間取りまとめに向けて、本日の議論も踏まえてさらに内容をポリッシュしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、よろしければ事務局から今後の予定についていただければと思います。

**【甚田事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。次回会合の内容、日時等につきましては、別途御連絡させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

**【大橋座長】** ありがとうございます。それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきますと思います。大変お忙しいところお時間頂戴いたしまして、ありがとうございました。よい週末をお過ごしください。

以上